

各総合支所の問い合わせ先
七城総合支所 ☎0968 (25) 1000
旭志総合支所 ☎0968 (37) 3111
泗水総合支所 ☎0968 (38) 2112

**事業主の皆さんへ
償却資産申告のお願い**

次の事業用資産を持つ人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を申告してください。

- ・構築物(広告塔・テナント改装など)
- ・機械・装置(乾燥機・ブルドーザーなど)
- ・車両・運搬具(フォークリフトなど)
- ・自動車税や軽自動車税の対象となるものを除く)
- ・工具器具や備品(机・椅子・パソコンなど)

※新規事業者または事業用資産を持ち、手元に申告書がない場合はご連絡ください。その場合は、関係書類を送付します。

申告期限 1月31日(火)
※郵送でも受け付けます。

問い合わせ・申告先
税務課固定資産税係
☎0968 (25) 7207

**法定調書の提出は
1月31日(火)までです**

給料、報酬、不動産の使用料などを支払った場合には、支払先の住所氏名、支払金額などを記載した源泉徴収票や支払調書など(総称して「法定調書」といいます)に、法定調書合計表を添えて税務署に提出することになっています。

危険物を市指定ごみ袋に入れないで!

注射針

先日、市指定ごみ袋の中に注射針が混入していました。注射針が混入していると、ごみの収集や分別の際に作業員がけがをすることもあり、大変危険です。また、注射針は市では適正に処理することができません。診察を受けた医療機関などへ注射針を返却するようにし、市指定ごみ袋の中に注射針を入れないようにしてください。



ごみ袋に混入していた注射針

エアゾール缶や缶詰は中身を空に

使用済みのエアゾール缶(カセットガス缶、スプレー缶など)をごみに出す場合は、必ず中のガスを抜いてから出してください。中身が残ったまま捨てられると、ごみ収集車両が火災になることがあります。本市でも、エアゾール缶が原因でごみ収集車両が火災になったことがあります。エアゾール缶の正しい捨て方をもう一度確認して、火災や事故が起

この法定調書は、利子、配当などの一部を除き、一年間の支払分を取りまとめて提出するもので、平成23年中の支払いに係る法定調書の提出は、1月31日(火)までとなっています。誤りのないよう正確に記載し、期限までに提出してください。

また、法定調書の提出は、①「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」、②「光ディスクなど(CD・FDなど)」を利用して提出することが出来ます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先 菊池税務署
☎0968 (25) 2121

タックスアンサーの利用方法

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくある質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることが出来ます。例えば、「配偶者控除」について調べる場合は、

- ① 国税庁ホームページから、「タックスアンサー」をクリック
- ② 調べたい税目「所得税」を選択またはキーワード検索
- ③ 調べたい項目「夫婦と税金」を選択
- ④ 該当内容を選択すると説明画面が表示されます。

ぜひご利用ください。

油の流出に注意しましょう

水質事故の発生原因で最も多いのが油の流出によるものです。特に冬は、暖房を使う機会の増加や農業施設などの維持管理に伴い油の使用が増え、ちょっとした不注意で事故が起きてしまいます。

油流出事故が起きると、河川の水は汚染され、農業用水や生活用水に汚染が広がり、地域の人たちの生活に大きな被害を与える結果となってしまいます。また、油事故の後処理には細心の注意が必要で、人的負担・経済的負担も免れません。

このような事態を未然に防ぐため、次の予防対策に心がけましょう。

油流出の予防対策

- ① 燃料タンクと配管の接続部分にゆるみがないか。
- ② 配管の腐食や亀裂などの異常がないか。

パソコンから <http://www.nta.go.jp/taxanswer>
携帯電話から <http://www.nta.go.jp/taxanswer/phone>

※携帯サイトは、左のQRコードからも利用できます。



また、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を「電話相談センター」で受け付けています。最寄りの税務署に電話いただき、音声案内に従い「1番」を選択すれば、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

問い合わせ先 菊池税務署
☎0968 (25) 2121

脱税は犯罪です

所得税や法人税などは、納税者が自分で税法に従って正しい所得と税額を計算し、税務署に申告して納税するという申告納税制度となっています。多くの納税者は適正な申告と納税を行っています。しかし、申告しなければならぬのに申告しなかったり、誤った申告をしたり、あるいは故意に過少な申告をする納税

者も見受けられます。そのため、国税局や税務署では、的確な調査を行い、申告に誤りや不正がある場合には、正しい申告に改めてもらうなど、適正・公平な課税の実現に努めています。また、国税庁は、大口・悪質な脱税をしている疑いのある者に対し、単に免れた税金や重加算税などを納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて、懲役や罰金といった刑罰を科すことを目的とした査察調査を行っています。

脱税は犯罪です。税金を不当に免れることは、正しい申告と納税を行っている善良な納税者を裏切ることとなります。正しい申告と納税をしましょう。

問い合わせ先 菊池税務署
☎0968 (25) 2121

消費税の届出書の提出はお済みですか?

消費税の免税事業者が、平成22年の所得税の確定申告などで、消費税の課税売上高が1,000万円を超えた場合、平成24年分は消費税の課税事業者となります。この場合、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出することが必要となります。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

問い合わせ先 菊池税務署
☎0968 (25) 2121

油流出事故処理の状況

- ③ 燃料の減る量が早くないか。
- ④ 家屋内や周辺が油臭くないか。
- ⑤ 給油するときは目を離さない。
- ⑥ 屋外にあるタンクなどには防油堤を設置する。



排水路から下流への油流出を防ぐため、オイル吸着マットを設置



河川への油流出を防ぐため、オイルフェンスとオイル吸着マットを設置

問い合わせ先
国土交通省菊池川河川事務所
管理課
☎0968 (44) 2171
環境課環境政策係
☎0968 (25) 7217

平成24年2月1日現在で、経済センサスー 活動調査を実施します

■ 支社などのない事業所などには、調査員が直接伺い、調査票を配布・回収します。
■ 支社などを有する企業などには、国、都道府県および市が、民間事業者を通じて本社などに調査票を郵送し、インターネットまたは郵送で回答していただきます。

「経済の国勢調査」です。全国全ての企業・事業所が対象です。
==== 調査票は1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。====

■ この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
■ 提出された内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

経済センサスホームページ <http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>
問い合わせ先 「経済センサスー活動調査」コールセンター (フリーダイヤル) ☎0120 (44) 1034

検索